

成菩提院所蔵近世文書の諸相

曾根原理・朴澤直秀・藤田和敏・松金直美

はじめに

滋賀県米原市柏原の寂照山円乗寺成菩提院（以下「成菩提院」と記す）は、天台宗を代表する学問寺院として知られた歴史を持つ。南北朝期の初代住職貞舜以降、談義所および灌頂道場（灌室）として著名であり、近世に入っても比叡山直末の朱印地寺院としての格式を保持した。その所蔵資料については、すでに一九六〇年代の尾上寛仲氏による先駆的論考など、少なくない研究蓄積があった。さらに最近二十年ほどの研究活動により、多面的な調査と分析が進められている。^①当初の調査は中世文書と典籍・聖教に集中していたが、それらが一段落した

ところで、二〇〇七年以降近世・近代文書の整理作業が本格化した。調査が進むにつれて、次第に成菩提院が有する近世地方寺院としての豊かな個性が明らかとなりつつある。^②

従来、寺院史の先行研究は古代・中世寺院に厚く、近世以降は比較的少なかった。しかし、中世寺院の多くが戦国期前後に廃絶している。あるいは東大寺や延暦寺など、近世以降存続した寺院でさえ、その勢力は昔日の比でなく、注目されること稀なためか所蔵史料の調査も進んでいないと言いが難い。一方、大半の寺院は近世以降に創設され歴史を刻んだが、研究対象とされるものは一部

分にとどまる。そうした研究状況を考えるとき、南北朝期以降学問寺院として発展し、近世を通じて有力寺院の位置にあり、近代史料まで豊富に揃えている成菩提院は、地方の中核的寺院のあり方を考える好個の研究対象といえる。

しかしながら、近世から近代にかけて成立した多くの所蔵史料を抱え、あと数年は整理作業を要するため、成菩提院の近世寺院としての全体像解明は今後の課題である。本稿では中間報告的な作業として、次の四つの事例に注目して関連史料の紹介等を行い、来るべき統合作業の準備としたい。史料の配列は年代順とし、史料一では、天台寺院における神社支配の事例を扱う(藤田担当)。史料二では、寺檀関係を扱う(朴澤担当)。史料三では、歴代住職の年忌法会に注目する(曾根原担当)。史料四では、本末関係の変遷および、それと密接に関係する寺院運営の様相を扱う(松金担当)。本来、統一した主題による紹介が望ましいのかもしれないが、また、共同作業のため解説の分量やスタイルもやや統一を欠くかもしれない。不十分な点についてはお詫びしたい(ここまで文責曾根原)。

【史料一】

(表紙)

松尾寺

能登瀬村
青木社頭明細帳

(中略)

A

御指紙之写

一簡令啓達候、然者、能登瀬村青木大梵天王社頭之儀ニ付、其山前々々由緒在之、正外遷宮等之節、善性寺々依頼寺僧中被致参勤候由、右ニ付相尋度儀在之候間、勝手次第当 御殿江寺僧中之内寺人可被参候、委細者善性寺演説可在之候、不宣

滋賀院御留主居

十一月四日

惣持坊智川判

松尾寺惣中

(中略)

B

善性寺々証語写

一青木社頭之儀、今般

宮様御支配二被 仰付候ハ、右社頭之儀ハ古来由

緒在之、正外遷宮并毎年祭礼等之節、其御山衆中拙寺

之致請待、社法修行仕候、此已後是迄之通弥々御頼申、

且又四月・九月両度之祭礼、毎月本地供御修行之儀御

頼申候、然上者、右御供物并御施物等之為料物、鳥目

三貫文宛毎暮為持進上可仕候

一宮様并何れ之公辺ニ而も、右社頭之儀ニ付御一山衆中

御往来之路用者、此方之相賄可申候、為後証仍而如件

宝曆二壬申年霜月十四日

松尾寺御衆徒中

善性寺印

(中略)

C

御状写

以飛札令啓達候、然者、能登瀬村青木社先達而善性寺願

之通、今般当 御殿御支配二被仰付候、右二付、申渡儀

在之候間、衆徒之内壺人善性寺同道參殿可在之候、右為

可申達如此二候、不宣

三月廿三日

惣持坊

松尾寺衆徒中

智川判

追而本寺成菩提院江も本紙之趣可被申入候

(中略)

D

御奉書写

近江州坂田郡箕浦庄青木大梵天王社法等之定

一毎月十八日於社内本地聖觀音供修行可有之事

一每歳四月五日青木大梵天王祭礼、九月十一日青木大

神祭礼、両度共依善性寺願祭礼可相勤事

但、右為献供物并布施物料、毎年從善性寺鳥目三貫

文宛可相贈事

一社頭修復等之節、正外遷宮有之節者、從善性寺可相頼

条、正外遷宮共宜取計可相勤事

但、從善性寺相応之布施物可相贈事

一神事祭礼等者勿論、平日社内規則等之儀、無猥雜様善

性寺江可致指揮事

一社頭之儀ニ付、若向後臨時之取扱有之節者、費用從別

当可着出事

右今般依本寺仏光寺門跡之特頼并善性寺懇願、青木大

梵天王社頭

滋賀院御支配被 仰付条、依之右件々從其山可令勤務

之段、達

高聴治定訖、永代不可相違者也

深信解院

宝曆三癸酉年三月

深海判

大覚王院

覚深判

江州松尾寺

衆徒

(後略)

※アルファベットは筆者による。

史料一は、宝曆二年(一七五二)に発生した、近江国坂田郡能登瀬村に鎮座した青木大梵天王(現在の山津照神社)の祭祀執行に関わる一件の史料である。長文であるため省略を行ったうえで、便宜的に史料をAからDまで区切った。以下、順を追って説明していきたい。

Aは、延暦寺の滋賀院留守居である惣持坊が、坂田郡松尾寺村の松尾寺に出した書状である。滋賀院は、輪王寺門跡の学問修行所・隠居所であると同時に、延暦寺における末寺統制機関としての役割を果たしていた³⁾。松尾寺は、成菩提院の末寺である(史料四参照)。青木大梵

天王の「社頭之儀」＝社頭における祭祀を、能登瀬村善性寺の依頼により松尾寺が執行していたことについて尋問したので、滋賀院への出頭を求める内容である。

滋賀院留守居の御用留である宝曆二年の「書簡往復留⁴⁾」には、同年六月に善性寺が惣持坊に出した「乍恐奉願口上之覚」が記載されており、次のように述べられている。すなわち、①青木大梵天王は箕浦庄二十七ヶ村の惣鎮守であり、数百年來別当職は善性寺が務めてきた、②善性寺は現在の宗旨が浄土真宗であるので、神事祭祀等の執行については松尾寺に依頼していた、③輪王寺門跡の末寺には宮寺が多く、そのための御法式があるように承知しているので、滋賀院の支配に加えていただくようをお願いする、④本山である仏光寺の許可も得ている、である。

善性寺は、元來は天台宗に属する箕浦庄の莊鎮守神宮寺であったが、浄土真宗の教線が近江国に伸びてきたことに伴い、仏光寺の末寺に組み込まれたのであろう。神祇不拝を原則とする浄土真宗寺院としては、青木大梵天王の祭祀に関与することができないために、松尾寺が神事の代行をしていたのである。

Bは、善性寺が松尾寺に差し出したものであり、青木大梵天王の輪王寺門跡による支配が認められたこと、これまで通りの社法執行とともに、「四月・九月両度之祭礼」と「本地供御修行」についても依頼すること、料物として三貫文を毎年暮れに進上することなどが述べられている。

そして、Cによつて、松尾寺が再度滋賀院に呼び出され、輪王寺門跡の奉書であるDが発給された。Dでは青木大梵天王の社法が定められており、①本地仏である聖観音供修行、②四月五日の青木大梵天王祭礼、九月十一日の青木大明神祭礼、③正外遷宮、④社内規則等の指揮の四点について松尾寺が行うこと、⑤「社頭之儀」について臨時のことがあったならば善性寺が費用を負担することとされている。

本史料にみられるような、輪王寺門跡や滋賀院留守居による神社支配のあり方は、これまで実態が明らかにされてこなかった。今後事例を集積し、研究を深めていかなければならないと考えている。

【史料二】

書付を以申上候

一 此度清瀧茂左衛門娘私方へ縁取仕候二付、幸ひの義故、御寺丸旦那ニ仕候ハ、先祖へ体し忠儀ニも可相成旨、石堂寺様へ向御内慮被成下恐入難有奉存候、併両三代も女壱人願家ニ而相濟来り候義故、老母どふ申聞候而も身分置所も無之旨申居候二付、種々御願申上候所、御慈愛を以御一存之旨、是迄之通り御聞濟被下、則石堂寺様へ早々送り御指出被下候趣、難有仕合ニ奉存候、為後日如此御座候、以上

須川村

文化六丑己年

甚 六 印

三月日

掛り合清瀧

新井主税様

茂左衛門 印

この文化六年（一八〇九）の史料は、成菩提院があった柏原の北東に接する須川村の甚六に、柏原の西に接する清瀧村の茂左衛門が連署して、成菩提院の代官である新井主税に宛てられた書付である。

これによると、清瀧村の茂左衛門の娘が、須川村の甚六の家に縁付いた。甚六の家は、二・三代に亘って「女壻人願家」の状態が続いていた。これは、家内の女性が一人だけ、家の他の構成員と別の檀那寺の檀那になる、あるいは婚入してきた嫁が実家の寺檀関係を引き継ぐ、ということであろうか。それをこの際、先祖に対する忠義となるので「御寺丸旦家」すなわち成菩提院を檀那寺とする一家一寺にすることとなった。このことにつき、成菩提院側から、成菩提院の末寺の、清瀧村の石堂寺に対し、「内慮」があつた。すなわち、茂左衛門の娘は石堂寺の檀那であつたということであろうか。

ところが、甚六の老母が、どう説得してもそのことを肯んじなかつた。そのためこのことにつき成菩提院側の了解を得た上で、老母についてはそのまま（石堂寺の檀那として）差し置き、茂左衛門の娘については石堂寺から送り状が出された、ということにならうか。

ここでは、丸檀家にすることが「先祖に対し忠義」だというレトリックが使われていることが注目されよう。ただ、「本寺の丸檀家」となる点には留意が必要か。また甚六の母は、どういった意識で丸檀家とすることを拒

んだのであろうか。ここでは、二・三代も続けて「女壻人願家」だったからだと書かれており、素直に読めばそれを替えたくないからだということになるが、興味深い。

【史料三】

（表紙）「文政十歳次丁亥

当院中興祐円法印式百回忌諸記

八月十五日

（裏表紙）「寂照山役所 新井力控」

就当院中興祐円法印式百年御忌当来^ル十四日御速夜、十

五日御当日御法会御執行御座候間、各出勤可有之候、

御速夜^{十四日}未^ノ刻、御当日^{十五日}巳^ノ刻

右之通可被相心得候、

八月七日

新井力
鑑院

松尾寺 観音寺 名超寺 大吉寺

石堂寺 泉明院 常福寺 日光寺

安能寺 華嚴寺 三光院

御速夜

石堂寺 泉明院 常福寺 日光寺不來、代大寺等出動

安能寺 三光院弟字

御当日

松尾寺三 観音寺三 名超寺老口

大吉寺 石堂寺 泉明院

常福寺 日光寺不來 安能寺

右之通承知可有之候、

追而 一御逮夜 例時光明供
樂小五條
胎受供
素絹大五條

一御当日 素絹大五條

一遠路之方ハ十四日夜当山ニ而乍不自由一宿勿論之儀候、

一松尾寺、観音寺、名超寺、御当日出勤無之寺院者逾進

之御年回ニ候間、於自坊御回向可被申様致度候、

一谷汲山、三光院之儀ハ別書を以相達候間、此回章相廻

し候ニ不及候事、

此回章無遲滞被相廻、濟候処より返戻可有之候、以上

就当院中興祐円法印式百年御忌当来ル十四日御逮夜十五

日御当日御法会御執行御座候間、御信心之銘々ニ而御参

詣可有之候、至御当日御参詣之衆中江者匏菜之御斎進申

度候、以上

八月七日

新井力

鑑院

史料三は文政十年（一八二七）八月、成菩提院一九世住職であった祐円（？～一六二八）の二百回忌の記録である。祐円は関ヶ原合戦の際に、天海の兄弟子として東軍勝利のため活動したとも伝えられ、江戸時代の成菩提院の基礎を確保したことから「中興」の祖と称された³⁾。本史料では、代官の新井主税（「力」で表記）たちの指示に従い、松尾寺以下の末寺僧が逮夜（前夜）八月十四日と忌日同月十五日の各当番に編成され、指定された集合時間、服装などで執行することが記されている。裏表紙にも記載があるように、別に「回章」が廻されて實際に機能するのに対し、本史料は代官用の控である。遠方の僧侶の前日宿泊や、当日の食事提供など、行事遂行に関する本寺側の配慮もうかがえる。近世初期の住職の年忌法要が実際に行われ、過去の記憶が再生産されていた様子を確認できる史料といえる。

【史料四】

（表紙）「 文政十一年

江州成菩提院并末寺

人別御改帳

戊子六月

一

近江国坂田郡柏原郷

御朱印地

成菩提院

当寺内人数合拾貳人当子五月改当歳以上

内出家 六人

俗 六人 当寺代官

新井主税

家内人数合八人当子五月改当歳以上

内 男貳人

女六人

門前人数合八拾人当子五月改当歳以上

内 男四拾貳人

女三拾八人

右者寺内境内門前之人数相改候処

書面之通相違無御座候、以上

文政十一年戊子年六月

成菩提院

右之通京都二条御奉行所書上候

印

覚

成菩提院末

松尾寺

一、

寺内惣人数ノ貳拾三人

内 出家 拾四人

俗 九人

右之通人別相改候処相違無御座候、以上

坂田郡

文政十一戊子年六月

松尾寺

右之通井伊掃部頭殿御役所江指出申候

覚

成菩提院末

一、

観音寺

寺内惣人数ノ八人

但シ出家斗

門前人数合七人

内 男 三人

女 四人

右之通人別相改候処相違無御座候、以上

坂田郡

文政十一戊子年六月

観音寺

㊦

右之通井伊掃部頭殿御役所江指出申候

右之通人別相改候処相違無御座候、以上

浅井郡

文政十一戊子年六月

大吉寺

㊦

右之通石原庄三郎殿御役所江指出申候

覚

成菩提院末

名超寺

覚

成菩提院末

一、
寺内惣人数ノ式人

但シ出家斗

一、

寺内惣人数ノ三人

石堂寺

右之通人別相改候処相違無御座候、以上

坂田郡名越村

名超寺

㊦

右之通人別相改候処相違無御座候、以上

俗 惣人

右之通井伊掃部頭殿御役所江指出申候

文政十一戊子年六月

坂田郡清瀧村

石堂寺

㊦

覚

成菩提院末

大吉寺

覚

一、
寺内惣人数ノ式人

内 出家 惣人

俗 惣人

成菩提院末

常福寺

一、
寺内惣人数ノ式人

但シ出家斗

右之通人別相改候処相違無御座候、以上

坂田郡河内村

文政十一戊子年六月

常福寺 ⑩

右之通西郷筑前守殿御役所江指出申候

覚

成菩提院末

安能寺

一、寺内惣人数ノ式人

但シ出家斗

右之通人別相改候処相違無御座候、以上

坂田郡長岡村

文政十一戊子年六月

安能寺 ⑩

右之通井伊掃部頭殿御役所江指出申候

覚

成菩提院末

日光寺

一、寺内惣人数ノ壹人

右之通人別相改候処相違無御座候、以上

坂田郡日光寺村

文政十一戊子年六月

日光寺 ⑩

右之通井伊掃部頭殿御役所江指出申候

覚

成菩提院末

泉明寺

一、寺内惣人数ノ四人

内 出家式人

俗 式人

右之通人別相改候処相違無御座候、以上

坂田郡柏原村

文政十一戊子年六月

泉明寺 ⑩

右之通松平甲斐守殿御役所江指出申候

覚

成菩提院末

坂田郡柏原村

一、無住

市場寺

右壺ヶ寺領主松平甲斐守殿

覚

成菩提院末

覚

成菩提院末

坂田郡大野木村

一、無住

妙楽寺

坂田郡山室村

同

一、無住

小倉寺

一、無住

神宮寺

右壺ヶ寺領主加藤佐渡守殿

右二ヶ寺領主堀田豊前守殿

覚

覚

成菩提院末

成菩提院末

浅井郡小室村

一、無住

坂田郡須川村

一、無住

弥勒寺

菅生寺

右壺ヶ寺御代官石原庄三郎殿

右壺ヶ寺領主井伊掃部頭殿

合七ヶ寺無住二而御座候、以上

覚

江州坂田郡柏原

成菩提院末

文政十一戊子年

成菩提院

浅井郡三川村

六月

印

一、無住

光明寺

右壺ヶ寺領主稲垣長門守殿

史料四は、文政十一年（一八二八）六月に、成菩提院と近江国に所在する同寺の末寺九ヶ寺が、各領主へ寺

内・門前の人別を届け出た覚書を、一冊にまとめた人別改帳である。

本史料によって、当該期の同寺ならびに末寺の寺内・門前に所在した人々の数と構成を把握できる。その記載内容は表にまとめた。成菩提院寺内には一二人の僧俗がいた。また代官の新井主税の家族が八人居住していた。そして門前には八〇人が住居する集落が形成されていた。同寺には一六ヶ寺の末寺がある。最も多く寺内に住居する人がいた末寺は松尾寺で二三人である。僧侶のみならず俗人も含めて運営していた寺院も多いことが確かめられる。ただし無住の寺院も七ヶ寺あり、末寺の変動からも、寺院経営は決して安定的でなかったと考えられる。

近江国の成菩提院末寺は、これまで調査した史料から、寛文五年（一六六五）と安永九年（一七八〇）について明らかとなっている。⁽⁶⁾ また宝暦九年（一七五九）に神社奉行所へ提出した帳面をもとに天明三年（一七八三）に書写された「比叡山延暦寺本末帳」（叡山文庫止観院蔵）、⁽⁷⁾ 文政五年（一八二二）〜天保四年（一八三三）に成立したと考えられている「寺院本末帳天台宗」（彰考館蔵）⁽⁸⁾ からも、末寺を確かめることができる。史料四の記載内

容と、その他の年代における末寺の異同を表にまとめた。

寛文五年には一四ヶ寺（美濃国一ヶ寺を含む）、安永九年には一五ヶ寺を数える。安永九年からは一ヶ寺増加しただけであるが、寛文五年と比較すると、減少した寺院が六ヶ寺あるものの別に八ヶ寺増加している。天明三年の成菩提院末寺総数は二二ヶ寺で、近江国に一六ヶ寺、美濃国に六ヶ寺ある。「寺院本末帳天台宗」（彰考館蔵）では、美濃国の一ヶ寺が減少している。天明三年以降、近江国の末寺数は同数であるが、浅井郡小室村（長浜市小室町、旧・浅井町小室）の弥勒寺と勝光寺のみ異同がある。現段階では史料から、両寺の関係は見出せていない。ただし同村であり、成菩提院蔵史料では「弥勒寺」、本末帳では「勝光寺」の寺号で一貫しているため、同一の寺院である可能性も考えられる。

今後も各時代の末寺を知りうる史料を順次紹介していくことで、成菩提院の末寺組織の変遷を明らかにしていきたい。

（以上）

〔江州成菩提院并末寺人別御改帳〕掲載成菩提院・末寺人別一覽表（文政11年1828）

整番	寺院名	所在地	領主	寺内・門前・ 代官家内	惣人数	内訳	寛文5年(1665)	安永9年(1790)	天明3年(1783)	文政5年(1822) ～天保4年(1833)	文政11年(1828)
0	成菩提院	坂田郡柏原郷	朱印地(京都二条奉行所)	寺内 12人	出家6人、俗6人	●	●	●	●	●	●
—	—	—	—	寺内 8人	男2人、女6人	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	寺内 8人	男2人、女6人	—	—	—	—	—	—
1	松尾寺	(坂田郡上丹生)	井伊掃部頭(彦根藩)	寺内 23人	出家14人、俗9人	○	○	○	○	○	○
2	觀音寺 (華嚴院)	(坂田郡朝日)	井伊掃部頭(彦根藩)	寺内 8人	出家ばかり	○	○	○	○	○	○
—	—	—	井伊掃部頭(彦根藩)	門前 7人	男3人、女4人	—	—	—	—	—	—
3	名額寺 (常喜院)	坂田郡名越村	井伊掃部頭(彦根藩)	寺内 2人	出家ばかり	○	○	○	○	○	○
4	大石寺	—	石原庄三郎	寺内 2人	出家1人、俗1人	○	○	○	○	○	○
5	石堂寺	坂田郡清瀬村	京極長門守	寺内 3人	出家2人、俗1人	×	×	×	×	×	×
6	常福寺	坂田郡河内村	西郷筑前守	寺内 2人	出家ばかり	○	○	○	○	○	○
7	安能寺	坂田郡長岡村	井伊掃部頭(彦根藩)	寺内 2人	出家ばかり	○	○	○	○	○	○
8	日光寺 (照明院)	坂田郡日光寺村	井伊掃部頭(彦根藩)	寺内 1人	—	×	○	○	○	○	○
9	泉明院	—	—	寺内 4人	出家2人、俗2人	×	○	○	○	○	○
10	市場寺	坂田郡柏原	松平中斐守	寺内 無住	—	×	○	○	○	○	○
11	小倉寺	坂田郡山室村	加藤左衛守	寺内 無住	—	○	○	○	○	○	○
12	弥勒寺	浅井郡小室村	代官石原庄三郎	寺内 無住	—	×	×	×	×	×	×
13	光明寺	浅井郡小室	—	—	—	×	×	×	×	×	×
14	妙樂寺	坂田郡大野木村	稲垣長門守	寺内 無住	—	×	○	○	○	○	○
15	神宮寺	坂田郡大野木村	堀田豊前守	寺内 無住	—	×	○	○	○	○	○
16	智生寺 (法華院)	坂田郡須川村	井伊掃部頭(彦根藩)	寺内 無住	—	○	○	○	○	○	○
—	清滝寺	坂田郡(清滝)	市岡理右衛門(幕府代官)	—	—	○	×	×	×	×	×
—	明性寺	坂田郡	市岡理右衛門(幕府代官)	—	—	○	×	×	×	×	×
—	德藏坊	濃州不破郡今洲村	名取平左衛門(幕府代官)	—	—	○	×	×	×	×	×
—	來藏坊	坂田郡柏原村	市岡理右衛門(幕府代官)	—	—	○	×	×	×	×	×
—	智藏坊	坂田郡清滝村	市岡理右衛門(幕府代官)	—	—	○	×	×	×	×	×
—	玉泉寺	浅井郡三河村	大野左衛門(幕府代官)	—	—	○	×	×	×	×	×
—	華嚴寺	美濃国大野郡	—	—	—	×	×	×	×	×	×
—	成願寺	美濃国多芸郡	—	—	—	×	×	×	×	×	×
—	三光院	美濃国山縣郡伊自良村	—	—	—	×	×	×	×	×	×
—	妙徳院	美濃国多芸郡大貫村	—	—	—	×	×	×	×	×	×
—	宝台寺	美濃国不破郡今須	—	—	—	×	×	×	×	×	×
—	玉泉院	美濃国多芸郡金屋村	—	—	—	×	×	×	×	×	×
合計	—	—	—	—	—	14 (近江13,美濃1)	15	22 (近江16,美濃6)	21 (近江16,美濃5)	16	16

(単位：ヶ寺)
 ・寛文5年(1665)：「末寺法流簿物」(成菩提院蔵) ・安永9年(1790)：「江州成菩提院并末寺人別御改帳」(成菩提院蔵)
 ・天明3年(1783)写：「比叡山延壽寺本末帳」(續山文庫止観院蔵) ・文政5年(1822)～天保4年(1833)写：「寺院本末帳式台宗」(彰考館蔵)
 ・文政11年(1828)：「江州成菩提院并末寺人別御改帳」(成菩提院蔵)

- (1) 科学研究費補助金研究成果報告書『中世・近世地方社史料の収集と史料学的研究』（代表：福田栄次郎、一九九八年）、福田栄次郎『成菩提院文書』の総合的研究』（明治大学人文科学研究所紀要）四五、一九九九年）、科学研究費補助金研究成果報告書『中世談義所寺院の知的交流と言説形成』（代表：曾根原理、二〇〇六年）、同『東照宮祭祀の基盤・確立・展開』（同、二〇〇〇年）、同『日本における本覚思想の展開』（同、二〇〇二年）など参照。
- (2) すでに神崎彰利氏を中心とした調査の成果として、近世書冊文書の一覧が公開されているが（注1福田一九九九年論文所収）、二〇〇七年以降に一枚物などの史料整理が進められた。その進展等については、青柳周一「米原市柏原成菩提院所蔵の近世史料調査について」（研究紀要）（滋賀大学経済学部附属史料館）四三、二〇一〇）、青柳周一・曾根原理・朴澤直秀「米原市柏原成菩提院所蔵史料の紹介と解説」（『研究紀要』四四、二〇一〇）、青柳周一・曾根原理・松金直美・藤田和敏・梅田千尋・朴澤直秀「米原市柏原成菩提院所蔵史料の紹介と解説（二）」（『研究紀要』四五、二〇一二年）を参照。
- (3) 柚田善雄「幕藩制国家と門跡―天台座主・天台門跡を中心に―」（『日本史研究』二七七、一九八五年、再収柚田「幕藩権力と寺院・門跡」思文閣出版、二〇〇三年）、藤田和敏「近世郷村の研究」（吉川弘文館、二〇一三年）。
- (4) 宝暦二年「書簡往復留四」（叡山文庫滋賀院門跡文書往六四）。
- (5) 章齋文庫本『成菩提院史』には「翌（慶長）六年祐木法印ノ堂宇ヲ改修スルヤ徳川家康関ケ原兵糧式百石及ヒ御勝山陣営ノ古材ヲ寄附ス。附記、関ケ原ノ戦僧天海家康ニ随テ陣中ニアリ当院ノ住職祐木法印ト天海僧正ハ法兄弟ノ釈友ナルヲ以テ陣中窃ニ書ヲ寄セテ勝軍ノ祈禱ヲ為サシム祐木堂後ノ山上ニ登リ護摩ヲ焚キ勝軍ヲ祈ル已ニシテ東軍勝利ヲ占メタルラステニ家康謝意ノ為メ此寄附ヲナセシナリ」と記す（松本公一「章齋文庫のなかの成菩提院関係資料について（覚書）」、注1二〇一二年科研究報告書、六九頁）。
- (6) 「安永年間、近江国内の成菩提院末寺一覧表」（注2青柳二〇一〇年論考）、【史料六】「末寺法流書物」掲載成菩提院末寺一覧表（寛文五年）（注2青柳等二〇一二年論考）。
- (7) 天台宗典編纂所編『続天台宗全書』寺誌一（春秋社、一九八八年）。
- (8) 年代比定については、宇高良哲「天台宗寺院本末帳の成

立年次考」(『天台学報』三一、天台学舎、一九八九年)
参照。

(9) 寺院本末帳研究会編『江戸幕府寺院本末帳集成』上(雄
山閣出版、一九八一年)。

【謝 辞】

整理作業中のため未公開の資料の利用について、御許
諾いただいた成菩提院山口住職の御厚意に感謝します。

【キーワード】

成菩提院・神社支配・丸檀家・年忌法要・末寺組織